

表8 どのような研修を受けたらよいかと地域子育て支援センター設置の有無について

カテゴリー	センター設置		センター未設置		センター設置不明	
	数	割合	数	割合	数	割合
カウンセリング	235	26.4%	301	33.1%	20	31.7%
援助技術	209	23.4%	145	16.0%	8	12.7%
小児保健	176	19.7%	156	17.1%	13	20.6%
電話相談	149	16.7%	138	15.2%	11	17.5%
児童福祉	107	12.0%	138	15.2%	9	14.3%
その他	16	1.8%	31	3.4%	2	3.2%
合計	892	100.0%	909	100.0%	63	100.0%

この表によると、どの研修を受けたらよいかということについて地域子育て支援センターを設置している保育所が設置していない保育所に比べ、援助技術、小児保健、電話相談の科目が約2%から7%以内であるが高い。逆に、地域子育て支援センターを設置していない方がカウンセリ

ングと児童福祉の科目が約3%から7%程度高かった。

次に、看護職等の配置の有無と相談を受けている職員がどのような研修を受けたをみたのが表9である。

表9 看護職等の配置の有無と相談を受けている職員がどのような研修を受けたかについて

カテゴリー	看護婦等の配置		看護婦等の未配置	
	数(人)	割合	数(人)	割合
カウンセリング	164	26.6%	431	27.9%
技術援助	152	24.7%	388	25.1%
小児保健	116	18.8%	305	19.7%
電話相談	110	17.9%	231	15.0%
児童福祉	68	11.0%	169	10.9%
その他	6	1.0%	21	1.4%
合計	616	100.0%	1545	100.0%

(複数回答)

この表によると看護職等の未配置の保育所では、配置している保育所に比べカウンセリングや援助技術(ケースワーク)、小児保健の研修を受講したいという希望の割合が約2%以内であるが高い。しかし、乳幼児の相談を受けると小児保健関係の相談が多いところから、看護職等の配置がない保育所の職員はカウンセリ

ングや援助技術の研修より小児保育関係の研修がもっと緊急性のあり、かつ必要な研修ではないかと考えられたが、我々が考えていたより研修の必要性が低かった。これは保育士としての研修や相談者としての研修の中で小児保健関係の研修がなされているためかまたは、相談の回答については日常の経験の中で得たこ

とで十分と考えられる相談などのためか、今回の研究調査では資料等不十分で、分析することができなかった。

(西村重稀、安井弘二、天谷泰公)

C-5. 保育所・家庭・地域保健サービスの連携

1. 保育所と家庭の連携について

一入所可能最低月齢別分析一

各保育園が受け入れている最低年齢別に集計した。0歳から1,706カ所、1歳から468カ所、2歳以上から159カ所の3群間で比較し、無回答139カ所は除外した。

1) 健康状態の文書による連絡

「家庭と保育所との間で、毎日子どもの健康状態を文書で連絡しているか」では、0歳児から受け入れている保育所では、「はい」が53.2%・「いいえ」41.6%であったのに対し、2歳以上からの保育所では、「はい」が22%・「いいえ」73%となっており、0歳からの保育所の方が、家庭との文書連絡をしている割合が高かった(表1)

2) 母子手帳の活用

「園児の母子手帳をみせてもらっているか」でも、0歳児から受け入れている保育所では、「全園児の手帳をみせてもらっている」が19.1%に対し、2歳以上からの保育所では9.4%であり、逆に「見せてもらっていない」は0歳からの保育所では49.7%に対し、2歳以上からの保育所は65.4%と、0歳からの保育所の方が、母子手帳を活用している割合が高かった(表2)

以上のように、「子どもの健康状態を文書で連絡しているか」と「母子手帳をみせてもらうか」の項目で入所可能最低月齢別で、保育所間

との連携において、低年齢から受け入れている保育所の方が、より家庭と連携を密にしている傾向が認められた。

2. 保育所と地域保健との連携について

一看護職の配置状況別一

看護職の配置について、保育士要員内配置・要員外配置・配置なしの3群間でクロス集計を行った。

1) 園児やその保護者・家族に関する連携

「園児やその保護者・家族に関することで、地域の保健センター・役所の保健部局・保健所など(以下、保健部局と称す)に相談をしたり、指導を受けたりしたことがあるか」については、看護職の配置有無別では3群間で顕著な差はみられなかった。いずれの群も、「子どもの発達の遅れ(またはその疑い)」で55~59%、「心身の障害(またはその疑い)」で30%前後、「保護者の育児や心身の問題」に関しては20%前後の保育所が保健部局に相談をしたり、指導を受けたりしていた(表3,表4)。

2) 保健活動に関する連携

「保健部局に保健活動に関する相談をしたり指導を受けたか」では、看護職の配置有無別で差がみられた。「感染症の予防に関して」独立配置46.8%・要員内配置34%・配置なし39%、「地域の感染症流行状況について」独立配置31.0%・要員内配置17.5%・配置なし23.1%、「園児の予防接種について」独立配置30.5%・要員内配置18.4%・配置なし20.4%など、看護職独立配置の園が3群の中で最も保健部局と連携をとっていた。一方、配置なしの園に多い傾向がみられた項目は「園児の食生活や栄養」で、独立配置29.6%・要員内配置34.5%・配置なし36.1%となっていた(表5)。

地域の保健センター・役所の保健部局・保

健所などとの連携を、保育所からの相談内容および保健部局からの指導内容でみたところ、園児やその保護者については3群間に差が認められなかったが、保健活動、特に感染症につい

ては、看護職が独立配置されている園の方が、保健部局と連携をとる割合が高かった。

(齋藤幸子、高野 陽)

表1. 家庭と保健所との間で、毎日、子どもの健康状態を文書で連絡をしていますか。

	全体		0歳		1歳		2歳以上	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
はい	1,314	53.2%	981	57.5%	222	47.4%	35	22.0%
いいえ	1,029	41.6%	638	37.4%	232	49.6%	116	73.0%
不明	129	5.2%	87	5.1%	14	3.0%	8	5.0%
合計	2,472	100.0%	1,706	100.0%	468	100.0%	159	100.0%

表2. 園児の母子健康手帳を見せてもらいますか。

	全体		0歳		1歳		2歳以上	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
全園児の保護者にみせてもらう	473	19.1%	333	19.5%	76	16.2%	15	9.4%
必要な園児だけ	590	23.9%	452	26.5%	79	16.9%	33	20.8%
承諾した園児だけ	49	2.0%	34	2.0%	8	1.7%	2	1.3%
見せてもらっていない	1,295	52.4%	848	49.7%	290	62.0%	104	65.4%
不明	65	2.6%	39	2.3%	15	3.2%	5	3.1%
合計	2,472	100.0%	1,706	100.0%	468	100.0%	159	100.0%

表3. 昨年度（平成11年度）、次のような園児のことで、地域の保健センター・役所（役場）の保健部局・保健所に相談したり、指導を受けましたか。（重複回答）

カテゴリー	全体		独立配置		要員内配置		配置なし	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
発達の遅れ（その疑い）のある子ども	1,272	57.2%	112	55.2%	122	59.2%	1,038	57.3%
結核にかかっている（その疑い）子ども	17	0.8%	5	2.5%	1	0.5%	11	0.6%
心身に障害（その疑い）のある子ども	666	30.0%	51	25.1%	64	31.1%	551	30.4%
未熟性の強い子ども	72	3.2%	5	2.5%	7	3.4%	60	3.3%
出生体重1,500g未満の子ども	34	1.5%	2	1.0%	5	2.4%	27	1.5%
その他の異常の子ども	148	6.7%	21	10.3%	10	4.9%	117	6.5%
不明	797	35.9%	75	36.9%	75	36.4%	647	35.7%
合計（複数回答数）	3,006	135.3%	271	133.5%	284	137.9%	2,451	135.2%
合計（回答者数）	2,222	100.0%	203	100.0%	206	100.0%	1,813	100.0%

表4. 昨年度（平成11年度）、次のような園児の保護者や家族のことで、地域の保健センター・役所（役場）の保健部局・保健所に相談したり、指導を受けましたか。

カテゴリー	全体		独立配置		要員内配置		配置なし	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
病気のために育児困難な場合	88	4.0%	9	4.4%	14	6.8%	65	3.6%
精神面の病気や心身障害の場合	388	17.5%	41	20.2%	52	25.2%	295	16.3%
強い育児不安の場合	109	4.9%	19	9.4%	8	3.9%	82	4.5%
保護者や家族の育児に問題がある場合	464	20.9%	42	20.7%	45	21.8%	377	20.8%
その他	45	2.0%	8	3.9%	4	1.9%	33	1.8%
不明	1,415	63.7%	121	59.6%	121	58.7%	1,173	64.7%
合計（複数回答数）	2,509	112.9%	240	118.2%	244	118.4%	2,025	111.7%
合計（回答者数）	2,222	100.0%	203	100.0%	206	100.0%	1,813	100.0%

表5. 貴保育所は、次のような事項について、自発的に地域の保健センター・役所（役場）の保健部局・保健所に相談したり、指導を受けていますか。（複数回答）

カテゴリー	全体		独立配置		要員内配置		配置なし	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
園児の感染症予防対策について	872	39.2%	95	46.8%	70	34.0%	707	39.0%
地域の感染症の流行状況について	518	23.3%	63	31.0%	36	17.5%	419	23.1%
食中毒について	1,052	47.3%	97	47.8%	103	50.0%	852	47.0%
園児の食生活や栄養について	786	35.4%	60	29.6%	71	34.5%	655	36.1%
園児の予防接種について	470	21.2%	62	30.5%	38	18.4%	370	20.4%
職員の健康管理について	608	27.4%	64	31.5%	56	27.2%	488	26.9%
保育所の使用する水（水質）について	494	22.2%	54	26.6%	49	23.8%	391	21.6%
保育所のトイレや居室の消毒について	201	9.0%	28	13.8%	20	9.7%	153	8.4%
玩具や砂場の清潔について	208	9.4%	29	14.3%	21	10.2%	158	8.7%
その他保健に関することについて	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	575	25.9%	58	28.6%	53	25.7%	464	25.6%
合計（複数回答数）	5,784	260.3%	610	300.5%	517	251.0%	4,657	256.9%
合計（回答者数）	2,222	100.0%	203	100.0%	206	100.0%	1,813	100.0%

E. 結論

平成12年度に得た保育所の保健活動の実態に関する調査結果を対象児や職員などの条件別に分析を行った。

その結果、受け入れ年齢が小さいほど保健活動の対応が細分化され、特に医療との関係がより強くなる傾向が認められた。さらに看護職の配置は、より実際的な対応が可能となり、さらに保育所内での清潔などの対応にも目が行届いている。また、相談事業においては、職員の条件などは保健活動の実際面に強く影響を及ぼしていることがより明確化され、保育所の保健活動の方向性として一つの示唆を与える資料とすることができた。（高野 陽）

厚生科学研究補助金（子ども家庭総合研究事業）
（分担研究報告）

保健学的研究

（２）保育所の保健活動についての保護者の意識調査

分担研究者 高野 陽 日本子ども家庭総合研究所母子保健研究部長

研究要旨

保育所に通園する乳幼児をもつ保護者を対象に、保育所における保健活動、子どもの健康、子どもの世話に関するアンケート調査を実施した。保護者は、保育所の子どもの世話に大きく依存しており、当然保育所の保健活動に頼っていることがよく判り、保育所の保健活動に対する関心や意識は全般的に高く、高い評価を示している。しかし、その反面公私立別、看護職の配置状況による保護者の回答に差が認められ、施設の条件による保健活動の実態とそれに伴う保護者の保健行動や育児にも差が認められた。

研究協力者

小山 修（日本子ども家庭総合研究所）
千葉 良（医療法人青仁会）
春日文子（国立感染症研究所）
遠藤幸子（東京都中野区立仲町保育園）
西村重稀（福井県福祉環境部）
齋藤幸子（日本子ども家庭総合研究所）

待される。

この観点に立ち、今年度は、保護者の保育所の保健活動や乳幼児の健康上の問題についての意見や意識、知識について把握することによって、今後の保育所保健のあり方について検討することにした。

B. 研究方法と対象

A. 研究目的

保育所における乳幼児の健康の保持増進は、保育所の適切な保健活動の実践によるところが大きいことはいうまでもない。しかし、保育所入所児童は、家庭でも生活を営んでいることから、家庭における適切な育児も不可欠である。このことは、保育所の職員だけではなく、保護者の保健行動や育児態度も重要な要素にもなり、保護者は、各保育所の保健活動について十分な関心と保健活動についての知識をもつことも期

各分担研究者の協力によって作成したアンケート調査票を各保育所を介して、保護者に配布し、回答を求めた。調査は、できる限り全国的に広範囲の保護者を対象とするために、青森県、秋田県、宮城県、東京都、福井県、神奈川県、大阪府、香川県、沖縄県の公立及び私立それぞれ 18 カ所、合わせて 36 カ所の保育所で調査を実施した。調査時期は 2001 年 11 月であった。

回答を寄せた保護者数は、公立保育所が 945 人、私立保育所が 1,544 人で、計 2,504 人（所

属保育所不明 15 人含む)、回収率は 78%であった。

調査項目は、(1)入所中の乳幼児の健康状態、(2)嘱託医、看護職等の保健関係職員、(3)保育所の保健活動の実践内容とそれについて認識状況、(4)健康診断、身体計測等、(5)感染症や体調不良時の対応、(6)地域保健の活用、(7)投薬、(8)保育所で使用の衛生用品、(9)相談事業、等についてである。さらに、自由に保育所の保健についての意見を記載してもらった。今回は、その回答について、設置主体別(公立・私立)、看護職の配置の有無別に集計した結果を報告する。なお、調査協力保育所における看護職の配置状況は、配置されている施設は 16 カ所であるが、私立園の方に配置されているものが多い。また、配置の有無による対象保護者の数は、ほぼ同数である。

C. 結果と考察

結果及び考察の記述は、それぞれの分担研究領域毎に行った。表は資料 1、2 を参照されたい。

C-1. 対象の保護者及びその乳幼児について

1. 属性

回答者は母親が 92.2%を占め、父親 5.3%、祖母 1.1%、祖父 0.1%、その他 0.2%、無回答 1.1%であった。回答者の年齢は、19歳以下 0.6%、20~24 歳 3%、25~29 歳が 19.6%、30~34 歳 36.6%、次いで 35~39 歳が 26.3%、40~44 歳 10.0%、45 歳以上 2.1%であった。30 代前半が最も多く、次いで 30 代後半、20 代前半、40 代の順であった。

回答者に保育所に通っている子どもが 2 人以

上いる場合は、一番年長の児を対象とした。対象児の年齢は、0 歳 1%、1 歳 8.4%、2 歳 12.1%、3 歳 16.8%、4 歳 21.6%、5 歳 23.2%、6 歳 16.5%であった。公私立別では年齢別の割合に差はなかった(表 1)。

2. 対象児について

現在在籍している保育園に何歳から通い始めたかでは、0 歳からが 30.6%、1 才から 24.4%、2 歳から 17.2%、3 歳から 19.4%、4 歳以降からは 7.8%であり、乳児から通園しているものが 3 割である。設置主体別では 0 歳からの割合が私立で 33.7%、公立 25.1%と私立がやや多い(表 3)。

対象児の健康状態については、「健康だと思う」が 90.5%、「入園時に比べて健康になったか」では「はい」が 69.4%、「どちらともいえない」が 27.2%と答えている。「順調に発育していると思うか」では、「はい」が 97.1%である。対象児の大部分が健康で順調に発育している(表 4、5、6)。(齋藤幸子)

C-2. 基本的な保健活動

基本的な保健活動として、(1)乳幼児の健康状態の連絡方法、(2)健康状態の把握と対応状況、(3)「保健便り」の有効性、等に関する質問の設定した。

1. 乳幼児の健康状態の報告

登園時及び保育中の乳幼児の健康状態について、両方とも文書によって報告しているという回答は 6 割であるが、登園時よりも保育中の状態の方が文書による報告が多く認められる。設置主体による差は認められないが、看護職の配置による差は認められ、看護職の配置されている場合に、文書による報告が多く認められる。

特に、登園時の慌ただしい時間帯に、口頭によって正確な伝達ができるものかについては疑問を感じることもあり、できるだけ文書による連絡を実施したいものである(表7,8)。

2. 健康状態の把握と対応

8割の保護者が、「保育所が子どもの健康状態をよく見てくれる」と感じており、設置主体や看護職の配置状況とによる差は認められない。保護者は、保育における子どもの健康状態を、保育所に全面的に委ねることにもなるわけであり、健康状態の観察の良否が保護者の信頼を得る基本的な条件ともなることはいままでのない。

また、8割の保護者は、乳幼児の健康上の問題について相談しやすい雰囲気であると回答している。公私立ともに、ほぼ同じ割合である。また、看護職の配置状況との関係は認められない。このように、保育所が子育て支援に貢献している状況が伺うこともできる。わが子の入所している保育所における保健活動に対する評価は、一般に高く、「非常によい」「大体よい」という評価を合わせると8割に達する。公私立別に見ると、私立の方がやや高く、「非常によい」という評価は公立の14.2%に対して、私立は25.1%にも及ぶ。保健活動に不安を感じている保護者は全体で11.8%いるが、公立の方にやや多い。また、「わからない」という評価もわずかではあるが、公立に多い。また、これを看護職の配置状況とによって比較すると、「不安」を感じているものは、配置園では9%強であるのに対して配置されていない施設の保護者では15%近くにみられ、看護職の配置は保護者にもよい影響を与えているといえる(表9,10,18)。

3) 「保健便り」

保育所を出している「保健便り」について、7割の保護者が有効であると回答している。ま

た、「役に立たない」や「わからない」という回答が、全体で13.6%に認められることも担当者も認識しておくべきであろう。しかし、「保健便り」を出していないとの回答は12.0%に見られ、公立にやや多くみられる(表27)。「保健便り」の問題は、看護職の配置状況と明らかな関連があり、発行についても看護職の配置されているほうに多く、有効であるという回答も配置園の保護者に多い。

このように、保育所の基本的な保健活動について、看護職の配置状況は重大な影響を与えていることが把握できた。(高野 陽)

C-3. かかりつけ医・嘱託医について

1. お子さんはいつからこの保育園に通い始めましたか。

0歳児が30.6%で、1歳以上が68.9%である。約1/3が0歳児から保育されているが、0歳児は養護や急性感染症に対する対応が重要であるので、嘱託医は保育園の職員は勿論、保護者にも養護や急性感染症の対応に関する教育をしなければならぬ(表3)。

2. 園医(嘱託医)の名前を知っていますか。

「はい」が53.9%で、「いいえ」が45.0%であった。「はい」と「いいえ」が約半々であり、保護者の嘱託医に対する関心がそれ程高くないように見える(表11)。

3. 園医(嘱託医)は、小児科の医師ですか。

「はい」は47.6%、「いいえ」は6.0%、および「わからない」は45.1%であった。「わからない」が45.1%もあったことは、保護者の嘱託医に対する関心がそれ程高くないことを示唆する(表12)。

4. お子さんの保育園では、園医に会ってお子さんの健康のことで話す機会がありますか。

「はい」は 12.8%、「いいえ」は 66.6%であった。予想通り、保護者が園医（嘱託医）と健康のことで話す機会が少なかったため、嘱託医と話す機会または相談する方法が必要と思われる（表 13）。

5. 園医とお子さんのかかりつけ医とは同じですか。

「はい」は 13.5%で、「いいえ」は 67.1%であった。このことは保育園と子どものかかりつけ医との連携の重要性を示している（表 14）。

6. 園医は何科の医師がいいと思いますか。

小児科の医師がいいと思う保護者は、94.5%にも達していた。しかし、平成 12 年度保育園の調査では、嘱託医は小児科 20.9%、小児科・内科 20.4%の計 41.3%に過ぎない。保護者の要望とは大きな差があり、今後嘱託医に小児科医を増やしていくように努力しなければならない、または嘱託医としての役割を果たせるように、他科医の質の充実に努めなければならない（表 15）。

7. お子さんの保育園に看護婦さんは勤務していますか。

「はい」は 39.5%、「いいえ」は 34.0%、および「わからない」は 25.6%であった。嘱託医が小児科医であり、且つ看護職が園に勤務していれば、子どもの健康管理が一層改善されることを保護者に知らせることも必要である（表 16）。

8. 保育園で、定期的に健康診断を実施していることを知っていますか。

保育園から健康診断や身体測定の実施日の連絡はありますか。

前者は「はい」が 96.1%で、後者では「はい」は 91.0%もあり、殆どの保護者が定期健康診断

を実施していることを知っていることは好ましいことである。しかし、その結果の連絡や相談も密接にできるようになることを望む（表 19、20）。

9. 保育園から健康診断の結果について連絡がありますか。

「はい」は 88.2%である。殆どの保護者が結果の連絡を受けており、好ましいことである（表 21）。

10. 健康診断の結果に基づいて、保育園（または園医）から治療等の指導や指示がありますか。

「はい」は 58.9%、「いいえ」は 17.7%、および「わからない」は 22.2%であった。指導や指示がないおよびわからない例には、指導や指示が必要でないため、連絡がない例が含まれている可能性がある（表 23）。

11. 健康診断当日、保護者の出席（付き添い）が可能ですか。

「はい」は 8.4%に過ぎず、大部分の保護者は付き添いをしていない。これは予想通りであるが、保護者から訴え（聞きたいことや相談したいことなど）を何らかの方法で、嘱託医に連絡することを考える必要がある（表 24）。

12. 健診当日に何らかの方法で医師に相談できますか。

「はい」は 25.5%、「いいえ」は 23.2%、および「わからない」は 50.4%であった。これも予想通りであるが、保護者が何らかの方法で嘱託医に相談できるように検討する必要がある（表 25）。

13. 保育中にお子さんの体調が悪くなったときに、迎えを求められることが多いですか。

「非常に多い」は 4.5%、「多い」は 26.0%、「あまり多くない」は 62.0%、および「わからない」は 6.4%であった。非常に多いと多いとの

合計は 30.5%で 3 割を占めている。3 分の 1 の保護者が迎えを求められることが多いと思っていることがわかった (表 28)。

14. 保育中にお子さんの体調が悪くなったときの連絡について、どのようにお考えですか。

「どんな時でも、すぐ連絡して欲しい」が 55.4%、「重症と判断されたときだけ、連絡して欲しい」は 29.4%、および「保育園で、医師の診察を受けさせてから連絡して欲しい」は 12.1%であった。重症のときだけと医師の診察後の連絡を望む保護者が両方で、41.5%もいることは注目に値する (表 29)。

15. 体調が悪くなったときの連絡やお迎えの判断基準についてどのようになっていますか。

「保育園と保護者の間で決めた基準がある」は 21.1%、「保育園にまかせてある」は 69.2%、および「その他」は 3.1%であった。保育園まかせの保護者は 69.2%もいた (表 30)。

16. 連絡やお迎えの判断基準についてどのようにお考えですか。

「適切だと思う」は 75.8%、「もっとゆるやかにしてほしい」は 10.9%、「もっと厳しくしてほしい」は 0.6%、および「もっと親の判断にまかせてほしい」は 3.5%であった。大抵の保護者は、判断基準は適切だと思っていることがわかった (表 31)。

17. 感染症が発生したときの保育園の対応について、保護者に連絡はありますか。

「文書で連絡される」は 33.0%、「口頭で連絡される」は 12.6%、「掲示される」は 39.2%、「連絡はない」は 5.4%、および「わからない」は 9.5%であった。連絡がないとわからないの合計は 14.9%であり、残りの 84.7%は何らかの方法で連絡を受けていた (表 32)。

18. その内容は、どのようなことがよいと思いますか。

多い割合は、「病名」92.2%、「発症した子どもの年齢」41.4%、「症状や発見方法」80.6%、「家庭における治療方法や看護方法」62.3%、および「予防接種」19.1%であった。これらのことを囑託医は保護者に教育する必要がある (表 SQ32-1)。

19. お子さんが風邪やおなかの病気等にかかったときに、家庭でお父さんかお母さん以外に面倒を見てくれる人がいますか。

「はい」は 52.6%、「いいえ」は 46.5%であった。約半数は面倒を見てくれる人がいるが、残りの半数は面倒を見てくれる人がいない。この面倒を見てくれる人がいない半数をどうするかが問題である (表 33)。

20. 「はい」の場合、面倒を見てくれるのはどなたですか。

「祖父母」が 95.6%と殆どであった。病児の面倒を殆どが祖父母に頼っていた。祖父母も働いている、または遠く離れて生活している場合は、保護者が休まざるを得ないのが現状であることがわかった (表 SQ33-1)。

21. お子さんの通っている保育園では、感染症の回復時に次のどの方法で登園を再開できますか。

「保護者の判断で登園できる」は 11.7%、「囑託医による登園可の証明書が必要」は 7.1%、「囑託医の許可が必要」は 4.2%、「かかりつけ医による登園許可の証明書が必要」は 40.5%、および「かかりつけ医の許可が必要」は 30.0%であった。「かかりつけ医による許可および証明書が必要」が両方で 70.5%と大多数を占めており、平成 12 年度保育所調査の登園許可の取り決め「かかりつけ医の指示に従うように決めた」67.0%と略同じ割合であった。これらのことは登園許

可に関与する「かかりつけ医」の役割の重要性を示している（表 34）。

22. お子さんの保育園では、病気の時に持参した内服薬を投与してくれますか。

「希望する場合はすべて投与してくれる」は 45.7%、「決められた病気の場合のみ投与してくれる」は 3.9%、「医師から指示書や連絡票（依頼書）などがあると投与してくれる」は 12.6%、

「口頭で、医師からの指示があると言うと投薬してくれる」は 9.9%、および「園での投薬は一切しない」は 19.4%であった。「とにかく投与してくれる」は 72.1%であり、大抵の保育園では投薬している。平成 12 年度保育所調査の薬の与薬でも「保育所での与薬はしない」が 19.3%あり、今年度の保護者調査「園での投薬は一切しない」19.4%と割合が一致していた（表 35）。

23. お子さんの保育園では、内服薬以外の薬や処置についてどのようにしてくれますか。

「湿疹・けがなどの場合、持参した軟膏などを塗布してくれる」は 46.2%、「けがなどの緊急の時、保育園に常備してある軟膏などを塗布してくれる」は 69.6%、「持参した目薬を点眼してくれる」は 22.4%、「包帯を交換してくれる」は 12.7%、「その他」は 2.8%、「一切しない」は 1.8%、「わからない」は 16.3%であった。軟膏の塗布は半数近くの保育園でやってくれているし、点眼や包帯交換もしてくれるのは 10~20%であったが、注意しなければならないことは湿疹、けが、点眼や包帯交換などの必要がなかった子どもの親は処置に関する選択肢に回答しなかった場合もあるということである（表 36）。

24. 保育園での投薬について、どのようにお考えですか。

「保育中に内服薬を投薬して欲しい」は 68.8%、「保育中に外用薬（軟膏など）で手当てして欲

しい」は 58.8%、「投与ミスなどがあると困るので一切しなくてよい」は 4.9%、および「わからない」は 8.7%であった。6 割近くの保護者が内服薬の投薬や外用薬での手当てを望んでいることがわかった。一切しなくてよいと思っている保護者はごく少数であった（表 37）。

25. 「1 投薬して欲しい」場合どのようにして欲しいですか。

「医師の指示がある時のみ投薬して欲しい」は 34.7%、「保護者が投薬依頼書を提出したら、投薬して欲しい」は 33.4%、「簡単な手続きで、保護者の希望通りに投薬して欲しい」は 31.6%、および「不明」は 0.2%であった。とにかく希望したら投薬して欲しい保護者は 65.0%であり、これが偽らざる親の希望と推測される（表 37-1）。

26. ほかの子どもが病気のときについて、どのように考えますか。

「感染の危険がある場合は、預からないで欲しい」は 45.4%、「病気はお互い様なので、しかたがない」は 27.1%、「別の部屋で保育して欲しい」は 23.3%、および「その他」は 2.1%であった。お互い様でしかたがないと思う保護者が約 3 割みられたのに対して、病気をうつされなことを願う保護者が約 7 割もみられた（表 38）。

27. 保育園では予防接種をするように勧められますか。

「機会あるごとに勧められる」は 20.6%、「あまり勧められない」は 38.2%、「全く勧められない」は 25.4%、および「わからない」は 14.3%であった。全く勧められないが約 4 割もあり、保育園が積極的に予防接種を勧めることが必要である（表 46）。（千葉 良）

C-4. 看護職の配置と保育所の保健活動について

1. 登園時に、子どもの健康状態を連絡帳等文書で保育園に連絡しているか

連絡しているとの回答は 60.7%、文書での連絡はしていないが 38.9%であった。子どもの健康状態は家庭生活を含む 24 時間のサイクルでとらえ、家庭における心身の状態の情報は、その日の保育の配慮に生かしたい。登園時には必ずしも担任が対応するとは限らないので、確実に伝えたいことは、連絡帳等の文書が望ましい(表 7、以下、資料 2 も参照されたい)。

文書ではなく口頭での伝達もあると思われる。本調査は、2 人以上の子どもの場合は、上の子どもについての回答を求めたものである。そして、回答の 6 割が 3・4・5 歳児の保護者からの回答であったので、この割合となったものと思われる。この年齢では体調を崩すことが 0～2 歳児に比べると、減ってくることも関係があろう。

看護職配置の有無別でみると、配置されている方が 67.9%と、配置なしの 53.3%より高い。また、私立保育園における配置の有無による差は 7.3% (配置有 64.4%、配置無 57.1%) であったが、公立保育園での配置の有無による差は 30.8% (配置有 81.0%、配置無 50.2%) と大きな差がみられた。

看護職配置により、日頃から健康に向けた保護者の認識もおのずと高まっているためと思われる。

2. 保育中の子どもの健康状態を連絡帳等、文書で連絡してもらえるか

家庭からの文書による連絡よりは、保育園からの文書による連絡が多少は多く 65.2%であった(表 8)。

やはり、看護職配置ありの方が高い割合で文書による連絡を行っている。特に、公立の看護職配置園では 83.2%と高い。しかし、私立においては、配置の有無による差はみられない。

保育士は当番のローテーションがあり、夕方、担任が直接保護者に会えるとは限らない。日中の健康状態を的確に連絡帳に記入し、その上で、夕方のお迎えに携わる保育士から口添えがあれば、保護者も安心であろう。

保育中の健康状態を文書で連絡していないが 34.2%もあった。この健康状態のやりとりには、看護職の配置による差、公・私立での差が明瞭に出ている。

保育園からの文書連絡は、看護職配置の有無に加え、保育士の認識の表れでもあるが、家庭から保育園へは、日頃の保健指導の成果といえる。

また、看護職配置の有無による差は、公立での開きが大きく、私立では配置の有無による差はほとんどみられない。

本研究で、平成 12 年度に行った調査で、私立の看護職に、非常勤や保育士要員内の配置が多く、配置されていても保健活動ができにくい状況が表れていた。今回の、この調査結果はそのことを反映していると言える。

3. 健康状態をよくみてるか

保護者の 8 割以上が、保育園では子どもの健康状態をよくみてくれていると回答しており、看護職の有無、公・私立による差はほとんどない。しいて言えば、看護職の配置のない保育園の方が、0.4～2.5%ほどよくみてるとの回答が高い。

みてくれないとの回答は 1.4%と少ない。

わからないが 11.6%であった。保護者が評価するほどの材料を持ち合わせていない、または、

現在、不満を感じていないとも言える（表9）。

4. 保育園は、健康のことについて相談しやすい雰囲気ですか

相談しやすいが圧倒的に多く 84.1%であった。いいえが 3.8%、わからないが 11.7%であった（表10）。

5. 看護職について

1) 配置はあるか

この看護職の配置の有無に関しては、実際は配置されていても配置されていない、または、分からないと回答をしている保護者がかなりの数にのぼった。

その割合は、全平均では配置されていても分からなかった保護者は 27.9%、配置なしの保育園では 4割近くが分からない、または、配置されていると実際と違う回答をしている。

公・私立別にみると、私立では実際には看護職がいるのに、いない、分からないと3割が回答し、公立では2割であった。

また、実際は看護職がいないのに、いるとの回答が私立で 11.2%、公立 1.0%であった。公立では看護職が配置されている・いないが比較的認識されている結果であった（表16）。

先に述べた、平成12年度保育所調査結果の看護職が常勤（公立 86.2%、私立 68.1%）割合と同じ割合を示している。常勤の方が非常勤より、いること認識されている。さらには、保育士要員内配置の条件等で、保護者に認識されにくい保健活動となっていると思われる。

2) 看護職からの指導や指示

子どもの健康について、看護職から指導や指示がある 66.7%、いいえ 24.8%であった。

公・私立別では、公立 76.5%、私立 65.7%と公立での割合が高い。

看護職の配置がない場合でも回答しているの

で、詳しい分析は避ける（表SQ16-1）。

3) 保育園に看護職は必要か

単刀直入に保育園に看護職が必要かどうか聞いてみた。全体では 66.0%の保護者が必要と回答している。いいえは 15.9%、わからない 17.0%であった。

看護職が配置されている保育園の保護者の方が必要と回答している割合が 8～9割に達している。しかし、配置されていない保育園の保護者では、必要との割合は 5割に満たない。配置されていない保育園では、いいえ、分からないがそれぞれ 3割近くになっている（表17）。

後に分担報告書で触れるが、保育士の場合でも、実際に看護職とともに働いた経験のある保育士ほど、看護職の専門性をより理解し、保育園に必要な職種であることを認めている。

保護者の場合も、看護職がいるとどう違うのかが、なかなか分かりにくいと思われる。

6. 保育園の保健活動について

非常によいが 21.0%、大体よいが 58.7%と、8割近くがよいと回答しているが、少し不安との回答が 10.6%あった。

非常によいを、看護職配置の有無別にみると、配置のない園より、配置のある園では、その割合 2倍となっている。また、不安がある・分からないという割合も配置されていない園の方が高い（表18）。

7. 健康診断結果の連絡

結果の連絡は 9割近く行われていた。しかし、連絡がない・分からないが併せて 1割となっている。看護職配置園での連絡割合が高い。特に公立では 98.1%となっている（表21）。

健康診断結果を、的確に具体的に保護者に連絡し、適切な対応が取れるようにしたい。

8. 身体計測結果の連絡

体重や身長等の計測結果の連絡がされているのは87.8%であった。看護職が配置されている方が9割の連絡で、配置されていない保育園では8割の連絡割合である。結果の連絡がないとの回答は、看護職が配置されていない保育園に多い。

公・私立別では、公立・配置有りで97.4%の高率となっている(表22)。

9. 健康診断後の保健指導

健康診断の結果に基づいて、保育園または嘱託医から治療等の指導や指示があるとの回答は58.7%であった。ないが17.8%、わからない22.3%となっている(表23)。

看護職配置別にみると、配置園でわずかに高い。また、公・私立別では、公立の配置園での事後指導が高くなっている。

10. 地域の健康診査の勧め

保育園から地域の健康診査を受けるように勧められるとの回答は9.6%と低い。勧められないが68.6%と最も多い回答であった(表26)。

看護職配置園の方が勧める割合が高い。公的健診の意義の理解に基づくものと考えられる。

11. 「保健便り」の受け止め

保育園が出す「保健便り」の内容は役立つが73.8%であった。役立たないとの回答は1.5%、分からない12.1%。「保健便り」はないが11.9%であった。

看護職配置の有無による差が、明瞭に出ている。全保育園平均では看護職有83.9%、看護職無63.6%と開きがある。公・私立別でも同様に配置の有無による差が大きい。

わからない、「保健便り」はないとの回答も看護職が配置されていない保育園に多い。

また、配置されていても、「保健便り」が刊行

されていない保育園が5%ほどあった(表27)。

子どもの健康や保健について、定期的かつ継続的に保護者に知らせることは、家庭の健康管理に生かされ、子どもの健康増進に役立つものとする。

12. 体調不良時の対応

1) 迎への要請

保育中に子どもの体調が悪くなった時に、迎いを求められることが非常に多い4.4%、多い25.9%、あまり多くない62.1%であった。非常に多い、多い、併せて3割の保護者が多いと感じている。特に、看護職配置園の方が多いとの回答になっている(表28)。

看護職配置園で迎いの要請が多いのは、一見矛盾しているようにも見えるが、調査対象となった保護者の4割が3歳までの子どもの保護者であったこと、発症時に看護職は予測をもった早期の判断をする等によるものと思われる。

2) 体調不良時の連絡

子どもの体調が悪くなった時には、どんな時でもすぐ連絡してほしいが最も多く55.4%、重症と判断された時だけ連絡してほしい29.3%、保育園で医師の診察を受けさせてから連絡してほしい12.1%であった。

この設問の解答では、公・私立での極端な差がみられる。すなわち、公立の看護職配置園において、体調が悪くなった時すぐ連絡してほしいが少なく、重症と判断された時だけ連絡してほしいや、保育園で医師の診察を受けさせてから連絡してほしいが多くなっている(表29)。

公立ゆえに保護者の要望も高くなっていると思われる。また、保健の体制に対する保護者の信頼の表れともいえる。

3) 連絡や迎いの判断基準

保育園にまかせてあるが最も多い69.2%。保

育園と保護者の間で決めた基準があるのは21.1%であった。この判断基準の有無では、看護職配置による差はあまり見られない。

しかし、判断基準をどう思うかでは、看護職配置園の保護者の方が、もっと緩やかにしてほしいと望む割合が高くなっている。看護職配置有りの方が保護者には厳しく感じられているという結果であった（表30、31）。

13. 感染症発生時の連絡

1) 連絡方法

掲示される39.1%が最も多く、次いで、文書で連絡される33.0%、口頭で連絡される12.6%となっている。看護職配置園で掲示・文書による連絡が高い。公・私立別では、公立の看護職配置園で掲示による連絡が63.1%と高く、配置のない園では35.3%であった。

口頭による連絡、また、連絡はないとの回答は看護職が配置されていない保育園で高くなっている（表32）。

感染症予防や二次感染防止の観点から、保護者への周知は大切なものであるが、その際、口頭より文書・掲示等の文字によるものがより確実であろう。

2) 連絡内容

感染症発生時に保護者が望む連絡内容は、病名92.2%、症状や発見方法80.7%、家庭における治療方法や看護方法62.4%、発症した子どもの年齢41.4%、予防接種19.1%であった。

看護職配置の有無別で差のあったものは、発症した子どもの年齢、家庭における治療方法や看護方法、予防接種についてであった（表SQ32-1）。

過去の経験から、こういった内容が対処方法の決定に役立つことを保護者も学んでいる結果といえる。

14. 感染症回復時の登園再開

登園の再開にあたって、かかりつけ医の証明書が必要40.5%、かかりつけ医の許可が必要30.1%と、医師による許可が7割となっている。一方、保護者の判断によるとの回答が11.7%もあった。

公・私立別では証明書が必要との割合が私立に高い（63.9%）。公立では4割弱であった。また、看護職配置園においては保護者の判断による登園再開の割合は少なく、何らかの医師の証明を求めている結果であった（表34）。

15. 保育園の玩具・遊具等で危ないと思うものがあるか

いいえが63.1%、わからない30.0%で、危ないと思うものがある5.6%であった（表45）。

公立看護職配置園で、いいえの回答が高く保護者が信頼している様子が見える。

16. 予防接種の勧め

保育園から予防接種を勧められるかでは、あまり勧められない38.1%、全く勧められない25.5%、機会あるごとに勧められる20.6%であった（表46）。

昨年度の本研究による全国調査では、予防接種を勧め保育園は全体のわずか6.5%と低く、保護者の意向に任せる87.2%割合が高かった。今回の調査が青森から沖縄までの10地域に絞られたことも関係していると思われる。

公・私立ともに、看護職配置園における予防接種の勧める割合が高く、全く勧められないが看護職配置のない園で高い。（遠藤幸子）

C-5.環境衛生について

1.ほかの子どもが病気の時、どのように考えるか

感染の危険がある場合は、預からないでほしいと希望する保護者が、全体の45.4%と半数近くを占め、病気はお互い様なので仕方がないと考える27.1%を上回った。別の部屋で保育してほしいと隔離保育を希望する保護者も23.3%ほどいた。この傾向は、公立・私立あるいは、看護職配置の有無に関わらず、ほぼ一定であった。

このことは、保育所が自分の子にとって感染を受ける場となることを危惧する、保護者の心情を反映しているものと思われる。隔離保育を希望する23.3%という数字は、自分の子が病気の時は保育してほしい、しかし他の子に感染させることは望ましくない、あるいは、感染を広げること防ぐ工夫がなされているのであれば、他の病児の保育も認めよう、という意志を示しているものと考えられる(表38)。

2.手拭きタオルやおしぼりを、どのくらいの頻度で家庭に持ち帰って洗濯しているか

全体で見た場合、83.5%が毎日持ち帰り洗濯していると回答し、園で管理しているので持ち帰らないという11.0%が次に続いている。しかし、公立と私立とでは内容に差があり、私立では15.4%が手拭きタオルやおしぼりを園で管理しているのに対し、公立では4.0%にすぎなかった。しかし私立では2～3日に1回、あるいは1週間に1回しか持ち帰らない保護者の割合も公立より高く、私立の保育所の衛生レベルには差があることが窺われる。(表39)

一方、看護職配置の有無で比較すると、毎日持ち帰り洗濯する割合はどちらも同程度に高かったが、園で管理する場合は、看護職が配置さ

れている園で16.9%なのに対し、配置されていない園では6.3%であり、差が大きかった。さらに、看護職が配置されている園では家に持ち帰る場合、その期間が長い(2日に1度以下)と回答する保護者が圧倒的に少なく、保護者への指導が徹底されていることが認められる。

3.蒲団カバーをどのくらいの頻度で家庭に持ち帰って洗濯しているか

全体で見た場合、66.3%が毎週持ち帰り洗濯していると回答し、2週間に1回の11.9%が次に続いている。しかし私立では、個人持ちのカバーは使用しないので持ち帰らないという回答が13.0%あり、2週間に1回の回答を上回っている。公立の場合、個人持ちのカバーを使用しないという回答は0.3%にしかすぎず、対照的である。

(表40)

看護職配置の有無によっても回答パターンが変わる。1位の回答はいずれも60%代の毎週持ち帰りであるが、看護職が配置されている園では、個人持ちのカバーは使用しないので持ち帰らないという回答が2位で13.2%ある。それに対し配置されていない園では、2位は2週間に一度の持ち帰りの18.3%であり、個人持ちのカバーは使用しないという回答は、2.9%のみであった。

私立の方が、あるいは看護職が配置されている方が、布団カバーは園で管理している傾向にあった。

4.保育所で使用するおむつについて

子どもが0～2歳である540人から回答が寄せられた。全体から不明と既におむつのはずれたケース(118人)を除くと、62.3%が紙おむつを使用しており、27.0%が布おむつ、10.7%が紙・布併用であった。

不明と既におむつのはずれたケースを除いて、公立・私立を比較すると、公立では72.3%と4分

の3近くが紙おむつであるのに対し、私立では紙おむつが56.7%、布おむつが36.6%と二分された。(表41)

看護職配置の有無により比較を行なうと、看護職配置のない保育所では圧倒的に(不明とおむつ不使用を除く81.7%)紙おむつが多いのに対し、配置されている保育所では紙と布がほぼ同一という回答であった。看護職配置のある所では、紙おむつの扱いに自信が持てることを反映しているものと考えられる。

5. 布おむつの洗濯について

前設問において、布おむつを使用しているか併用しているとした159名が回答することを期待したが、184名から回答が寄せられた。家で布おむつを使用している回答者も含まれるものと思われる。うち、半数の51.1%が業者の貸しおむつなので持ち帰らないと答え、27.7%が他の洗濯物とは別に洗うと回答した。しかし他の洗濯物と一緒に洗う家庭も15.8%見られた。これらの割合について、公立・私立の差は認められなかった(表SQ41-1)。

しかし、看護職配置の有無では差が認められ、看護職が配置されている園では62.5%が業者の貸しおむつなので持ち帰りはないが、看護職が配置されていない園ではその割合が21.8%に下がり、家で他の洗濯物と一緒に洗う割合と並んだ。しかし、看護職が配置されていない園に通い、布おむつを使用するという回答グループは21名のみであるため、この割合を真の分布として判断することは難しいと考えられる。

6. 保育園で使用するおしり拭きについて

0~2歳児を持つ540人のうち、使い捨てのおしり拭きを使用している回答が28.1%、使用していないが23.5%で半数以上を占めた。業者の貸しおむつを(おしり拭きにも)使用するの

持ち帰らないという回答も15.2%あった。家に持ち帰って洗濯している104名の中では、6対4で他の洗濯物と別に洗っている回答が多かった。これらの回答の比率は、公立・私立、看護職配置の有無によっても大きくは変わらなかった(表42)。

7. 保育園で使用する歯ブラシの交換頻度について

全体的に、2-3ヶ月に1本(29.0%)、あるいは月に1本(25.6%)が多数を占め、3ヶ月よりも長い間隔で交換しているのは、それらの半数以下(10.7%)であった。これらの回答の比率は、公立・私立、看護職配置の有無によっても大きくは変わらなかった(表43)。

8. 保育園で、子どもに対して手洗い等の指導をしてほしいと思っているか

もっと指導してほしいという保護者が58.7%であり、保育士が気をつけてくれれば子どもへの指導は特に必要ないという19.2%を大きく上回っていた。この比率は、公立・私立、看護職配置の有無によっても大きくは変わらなかった(表44)。

9. 保育園の玩具・遊具等で危ないと思うものがあるかどうか

あると答えた保護者は、全体で5.6%のみであり、公立・私立の差はなかったが、看護職配置のない保育園で7.9%と若干多かった。しかし、ないという回答は保育園の種類に関わらず60%にすぎず、約30%はわからないと回答している。子どもの安全面への配慮について、保護者の意識があまり高くないこと、あるいは保育園側の説明が十分でないことが危惧される結果である(表45)。(春日文子)

C-6. 育児相談について

子どもが入所している保育所が育児相談を実施しているかどうかについて調査すると、育児相談実施を知っていると回答した保護者は、半数近くの 49.1%の人がいたが、育児相談を実施しているかどうか知らない保護者も 40.7%もいた(表 47)。

次に、子どものことで相談をしたかどうかについて調査すると、相談をしたことがないと回答した人は 65.7%であったが、相談したと回答した人はその約半数の 32.8%であった。相談したことがある人は公立の保育所の保護者が 39.6%、私立保育所の保護者は 28.7%で、相談した保護者は公立保育所の方が約 10%私立保育所より多かった。相談した子どもの年齢では、0～2歳が 32.6%、3～4歳が 33.2%、5～6歳が 32.5%と、相違は見られなかった(表 SQ47-1)。

相談内容で多いのは癖や性格 14.8%、育児不安や悩み 13.7%、しつけ 12.7%、体調や病気 10.9%、食事や栄養 10.8%、排泄 10.3%であった(表 47-2)。

年齢と相談内容についてみると、年齢が高くなると増加傾向にあるのは、子育ての不安や悩みと子どもの癖や性格についての相談であった。しかし、逆に年齢が高くなると減少する傾向にあるのは予防接種と食事や栄養についての相談であった。

次に、相談の結果に満足したかどうかについて相談した保護者に調査すると、満足した、やや満足した人を加えると 90.3%となり、相談した人の 9割が相談したことに満足しているという結果であった(表 SQ47-3)。{この結果は、昨年度の分担研究(保育所の相談事業に関する保健学的研究)において福井県内で実施した調査

結果と同じ結果であった。}

次に、今後同じようなことを相談する場合、どこで相談するかについて調査したところ、再度同じ保育所で相談したいと答えた人は 54.4%と約半数であった。続いてかかりつけの医者にご相談したいが 12.6%、保育所の嘱託医・看護職に相談したいが 11.3%という結果であった(表 SQ47-5)。

これは小児保健・医療に関する問題は、かかりつけの医者や保育所の嘱託医に相談するように指導した結果、かかりつけの医者や嘱託医・看護職に相談したいという回答が多くなったのではないかと考えられる。

相談のきっかけはどのようなことであったかについて調査した結果、保育所の入所児童の保護者のみに調査したためか、70.8%の人が保育園で知ったと回答していた。これは保育所だよりや保育士からの情報などで保育所で子育て相談を実施していることを分かったためだと思われる(表 SQ47-4)。

逆に広報で知った人は少なく 5.4%であったことや、保育所で育児相談を実施しているかどうか分からない保護者が 40.7%もいた。平成 10年 4月から児童福祉法の改正によって市町村及び保育所は地域住民に保育所について情報を提供しなければならないとなっていることから、広報によって保育所が相談事業を実施しているかどうか分からない地域住民が多いことは、情報提供が十分なされていない結果とも考えられ、今後、市町村や保育所では地域住民に対しての情報提供のあり方について検討することも必要ではないだろうか。(西村重稀)

C-7. 地域保健との関係

入所児童の健康問題の解決には、地域保健との連携や予防医学的対応も不可欠である。保育所から地域で実施される健康診査受診に関する勧奨は、非常に低く、勧められるという回答は公立10.2%、私立9.3%に過ぎない。公立にやや多いのは、昨年度の保育所対象の実態調査において、公立園の方が地域保健との連携が強いことが認められたが、行政面での連携の機会が強いためであろう。看護職の配置状況との関係は配置されている園の保護者に勧められているとの回答が多い。この点も、看護職の地域保健に対する連携を進めることによって、より効果的で充実した保健活動の実践を期待しているものと考えられる。さらに、発病時や傷害発生時の対応だけでなく、予防医学的対応にも活躍していることも把握できた。(高野 陽)

D. 考察

保護者に対するアンケート調査全般にわたって考察したい。この調査の結果、保護者の保育所保健に対する評価、知識、要望が聴き取ることができたと同時に、間接的とはいえ、保育所の保健活動の実態についても把握することができた。例えば、保育所における看護職の配置状況、「保健便り」の発刊状況、健康診断結果の連絡、投薬状況などである。その意味では、昨年度の保育所における実態調査と合わせて見ることによって保育所保健の実態をより克明に把握できたと考えている。

さらに、この調査に基づいて、保護者の保育所における保健行動の形成に向けての影響因子を知ることもできると思われる。その影響因子

としては、保護者自身の要因に加えて、保育所の職員の存在とその活動状況が大きな要因となっていることも無視できない。特に、今回は、看護職の配置の有無によって、保護者の回答に差が生じた設問があったことは、保育所保健活動においては、看護職の位置付けの検討の必要性を示唆するものといえるのではなかろうか。

保護者の保健活動に関する意見のなかには、かなり保護者の独断的なものも含まれていることはいうまでもない。例えば、保育中の発病時の迎いの要請に関する回答にその傾向を認めることができる。2000年に改訂された保育所保育指針においても、保護者(家族)の意向に応じた保育活動の大切さ、家庭との綿密な連携の必要性を強調している。しかし、指針に示されている家庭との関係は、あくまでも入所児童の健全な成長を促すことを目的にしているものであり、保護者の「ご都合」「エゴ」を満たすものであってはならない。今日の調査では、乳幼児の体調の変化に関する連絡の設問の回答に保護者の「ご都合」が見え隠れしていたことは否定できない。このことは、施設としては、保護者との間のトラブルの原因になりやすいことから、保護者との間での十分な話し合いによって共通の認識をもつことが必要であろう。

また、健康診断や身体計測の結果は、保育所での保育への反映の必要性はいうまでもないが、家庭での子育てにも反映されなければならず、健康診断や発育状態に関する種々の保護者に対する連絡は、非常に大きな役割を果たし、重要な保健活動であることを保育関係者も認識してほしいものである。

今回の調査結果を設置主体別に検討したところ、多くの項目で私立園の活動に対して保護者の評価が高かった。私立園では、看護職の配置

の頻度も高かったことも一つの理由であろうが、私立園は、保育方針、健康管理方針において、各園の特有の方針を提供でき、それに対して保護者も納得して共感を呼びやすく、保護者自身も育児のなかに実践しやすい傾向があるものとも思われる。一方、公立園は、市町村の行政側の意向が優先されることも多く、形にはまった形式的な保育様式になりやすく、併せて保健活動にも子どもに応じたものではない行政の都合が優先されてしまう傾向にあることは多くの識者の指摘することである。今回の調査結果にも、その傾向が十分に読み取れたものであるといえる。 (高野 陽)

E. まとめ（結論）

保育所に通園している乳幼児をもつ保護者を対象として保育所保健に関するアンケート調査の結果等から、保護者は我が子の保育所の保健活動に深い関心を示しているものが多いことが判った。また、保護者の保健に関する意識や行動を支えているものに、保護者自身の要因に加えて設置主体と看護職の配置状況があると考えられる。特に、多くの項目で私立園の方の評価が高く、看護職が配置されているほうの評価が高かった。看護職は、単に、乳児保育要員としての役割だけでなく、さらに疾病や傷害発生時の対応だけを役割としているのではなく、予防医学的対応にも尽力していること、例えばおむつの洗濯の仕方にみられるように日常の生活面における対応においても、看護職の存在は大きな効果を果たしていることが把握できた。

保育所保健において、今後は、看護職のあり方を検討すべき時期が到来しているとも考えられる。また、看護職の配置がされていない施設

において、どのような保健活動が適しているかを検討しなければならないことはいうまでもない。その際には、特に、嘱託医やかかりつけ医との連携、地域の保健医療体制との連携などについても、十分に視野にいれた検討の必要性も認識しておきたい。 (高野 陽)